

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1号会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に、同条第2号及び第6条第1項中「第2号会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に、同条第2項及び第7条第2項中「第1号会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

第15条第2項中「満了し、その後引き続き任用されないことが明らかである者に対しては」を「満了する者に対しては」に改める。

第16条第1項第12号中「インフルエンザ」の次に「及び新型コロナウイルス感染症」を加え、「2日」を「連続する5日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。